




標記の研修会は、本会の目的である消費者の利益を保護し、以て公共の福祉の増進に寄与するため、実務チェック・心理的瑕疵ガイドライン(案)・賃貸住宅管理業法をテーマとして実施します。

今回は2部です

リアル本田道場

「心理的瑕疵ガイドライン(案)の解説」「賃貸住宅管理業法のポイント」

令和3年5月20日に公表され6月18日まで意見募集された心理的瑕疵の取り扱いに関するガイドライン(案)(国交省)と令和3年6月15日完全施行された賃貸住宅管理業法。顧問の本田弁護士がこれらの内容からポイントをピックアップして解説いたします。また、本田道場の前に、研修相談委員会が主体となり「実務チェックリスト」を基に実務に関する確認を致します。興味のある方はお申し込みください。

<p>1部</p> <p>宅地建物取引業に関する実務チェック</p> <p>2部</p> <p>～本田道場～</p> <p>心理的瑕疵ガイドライン(案)の解説</p> <p>賃貸住宅管理業法のポイント</p>	日 時	令和3年9月17日(金) 14時00分～17時00分(受付13時30分)
	場 所	横浜北支部 会議室(都筑区茅ヶ崎中央8-7-201) ※横浜信用金庫センター南支店が1Fにあるマンションです 
	定 員	オンライン 50名(先着順)
	講 師	横浜北支部顧問弁護士 本 田 明 氏 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 本田先生プロフィール 1970年生まれ 1993年慶応大学法学部卒業 2006年本田法律事務所開設 2005年7月より横浜北支部顧問弁護士として活躍 </div>
	申込方法	この用紙の申込欄に必要事項を記入の上、FAX(045-942-5655)またはメール送信にて9月6日迄にお申込下さい。(mail:kita3@takken-yokohamakita.com)
備 考	メールにて確定通知または受付終了通知をご送付致します。参加予定者には開催日直前にセミナー用URLを別途ご連絡致します。※パソコンやスマートフォンなどの機器使用及び、Zoomの使用法・操作方法などに関するご相談・お問合わせ、インターネット環境に関するご相談等については、事務局ではお答えいたしかねます。あらかじめご承知おきください。	

～不動産実務研修会(9/17)受講申込書(申込×日9/6)～

送信先 FAX **045-942-5655** / mail : kita3@takken-yokohamakita.com

会社名	氏名	電話	F A X	メールアドレス(必須)